

## 羽生市と Terra Motors 株式会社との持続可能な地域づくりに関する協定書

羽生市（以下「甲」という。）と Terra Motors 株式会社（以下「乙」という。）は、羽生市における持続可能な地域づくりに向け、次のとおり関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、羽生市におけるゼロカーボンシティの実現を中心に、甲及び乙が幅広く連携協力し、SDGsの掲げる持続可能な地域づくりを目指すことを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携するものとする。

- （1） クリーンエネルギー自動車の普及促進に関すること
- （2） 次世代を中心とした環境問題への意識啓発に関すること
- （3） 地域防災力の向上に関すること
- （4） 観光及び産業の振興に関すること
- （5） 地域の魅力向上に関すること
- （6） その他、持続可能な地域づくりに関すること

### （連絡調整）

第3条 甲及び乙は、本協定による連携を円滑で効果的に進めるため、必要に応じ連絡調整を行うこととする。

### （協定内容の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から10年間とする。ただし、本協定の

有効期間が満了する30日前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

### （守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく事業の実施において知り得た秘密情報を、第三者に開示又は漏洩せず、また本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 甲及び乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

### （定めのない事項）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に関して疑義等が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

令和5年5月26日

甲 埼玉県羽生市東6丁目15番地  
羽生市

羽生市長

河田晃明

乙 東京都港区新橋2丁目16番1号  
Terra Motors 株式会社

取締役会長

徳重徹